

工事の一時中止に伴う増加費用の積算について

～ 「公共建築工事積算基準等資料」の参考資料 ～

国土交通省 大臣官房官庁営繕部
計画課 営繕積算企画調整室
令和5年5月

本資料の位置づけについて

- 工事の一時中止に伴う増加費用については、工事請負契約書第20条において、必要があると認められるときは発注者が負担すること等が規定されています。国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が実施する営繕工事においては、「公共建築工事積算基準等資料^(注1)」に、その算定の考え方を示しています。
- 本資料は、「公共建築工事積算基準等資料」を用いて工事の一時中止に伴う増加費用を算定する際の参考となるよう、具体的な方法を解説した「参考資料」です。
- 工事の一時中止に伴う増額費用については、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成27年5月作成、令和2年6月一部改定）」にその概要が記載されています。本資料では、積算実務の観点から、その算定手法の詳細を解説しています。

(注1) 公共建築工事の工事費の積算について必要な事項を定めた技術基準である「公共建築工事積算基準」等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたもの。

目次

1. 工事請負契約書における「工事中止」の規定について (P 4)
2. 公共建築工事積算基準等資料における「工事中止」の取扱い (P 5)
3. 「工事の一時中止に伴う増加費用」に関する基本事項 (P 6)
4. 一時中止（全体）と一部一時中止の違い (P 8)
5. 一時中止に係るフロー (P 9)
6. 増加費用の積算について (P 21)

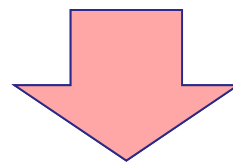
【工事請負契約書(抜粋)】

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「**天災等**」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、**発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。**

2 発注者は、前項の規定によるほか、**必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。**

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、**必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、**又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは**必要な費用を負担しなければならない。**



【基本的な考え方】※

当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。

そうした場合、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。

※営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(H27.5)(R2.6 一部改定)より抜粋

【公共建築工事積算基準等資料(抜粋)】

3 工事の一時中止に伴う増加費用

- (1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「**基本計画書**」という。）に**基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。**
- (2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、**工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。**
- (3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。
 - イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、**工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用**（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に**工事の一時中止に伴う本支店における増加費用**を加算したものとす。
 - (イ) 工事現場の維持に要する費用
工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等とする。
 - (ロ) 工事体制の縮小に要する費用
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
 - (ハ) 工事の再開準備に要する費用
工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
 - ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、**受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。**ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の**予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。**
- ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、**設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。**なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。
 - 二. 契約保証費にかかる補正を行わない。
- (4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「**工事の一時中止に伴う増加費用**」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。
- (5) **増加費用の計上箇所**
工事の一時中止に伴う増加費用は、**工事原価内で計上**し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。

3. 「工事の一時中止に伴う増加費用」に関する基本事項

【基本事項】※

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書第20条により発注者が工事の一時中止を指示した工事とする。 ・工事請負契約書20条の3項「必要があると認められるとき」の必要な費用(以下「工事の一時中止に伴う増加費用」という。)を負担しなければならない工事。
工事一時中止に伴う増加費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・増加費用として適用する範囲は、発注者が工事の一時中止(一部一時中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった範囲に適用する。 ・増加費用として積算する範囲は、下記の費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○工事体制の縮小に要する費用 ○工事現場の維持に要する費用 ○工事の再開準備に要する費用
工事一時中止に伴う増加費用の算定	<ul style="list-style-type: none"> ○増加費用の算定 受注者が作成した中止期間の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の見積書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者で協議して行う。 ○各構成費目 原則として中止期間中に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

※営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(H27.5)(R2.6 一部改定)より抜粋(一部再構成)

【積算上の留意事項】

1. 工事の一時中止に伴う増加費用は、基本計画書^(注)に基づき、受注者からの請求があった項目について、発注者の積算手法による費用と受注者からの見積費用を参考とし算定する。
※「受注者請求金額」＝「発注者算定額」となるものではないことに留意。
2. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内に含め一般管理費等の対象とする。
※共通仮設費に相当する項目も工事原価内の現場管理費に積み上げ計上する。
これにかかる現場管理費相当額は、現場維持のため配置される現場従業員等の人件費で充当される。
(このため、共通仮設費には計上しない。)
3. 一般管理費等の算定は、設計変更における算定方法と同様に、工事の一時中止に伴う増加費用(積み上げ分)を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
4. 請負比率は、設計変更と同様に考慮する。(請負比率を乗じる。)
5. 工事の一時中止に伴う増加費用の契約変更は、工事再開後に行う。(設計変更と同時契約変更可)
6. 工事の一時中止の要因となった事象に伴い生じた設計変更は、工事の一時中止に伴う増加費用の契約変更とは区別する。ただし、設計変更を行うための検討作業を中止期間中に受注者が実施した場合、その費用は工事の一時中止に伴う増加費用に含むものとする。

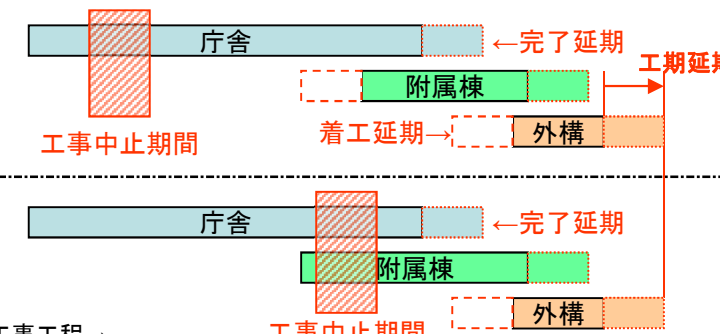
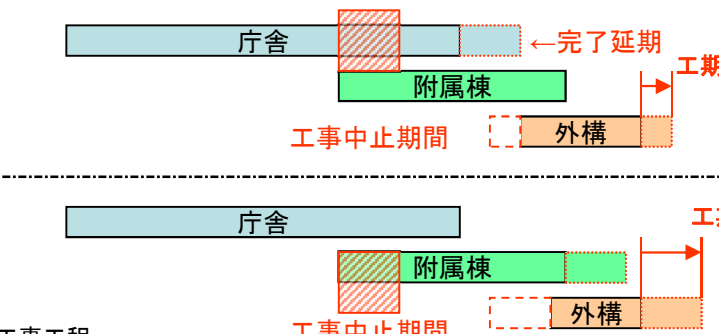
(注) 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(H27.5)(R2.6 一部改定)P24参照

4. 一時中止(全体)と一部一時中止の違い

「一時中止」と「一部一時中止」の取扱いは異なる

・工事の一時中止には、①工事の全体の施工を中止する場合(一時中止)、②工事の一部の施工を中止する場合(一部一時中止)があり、「**契約上**」の取扱いが異なる。

・「**工事の一時中止に伴う増加費用**」の「**積算上**」の取扱いについても、①工事の全体の施工を中止する場合(一時中止)、②工事の一部の施工を中止する場合(一部一時中止)では、増加費用として適用する範囲が異なるため、十分な検討が必要。

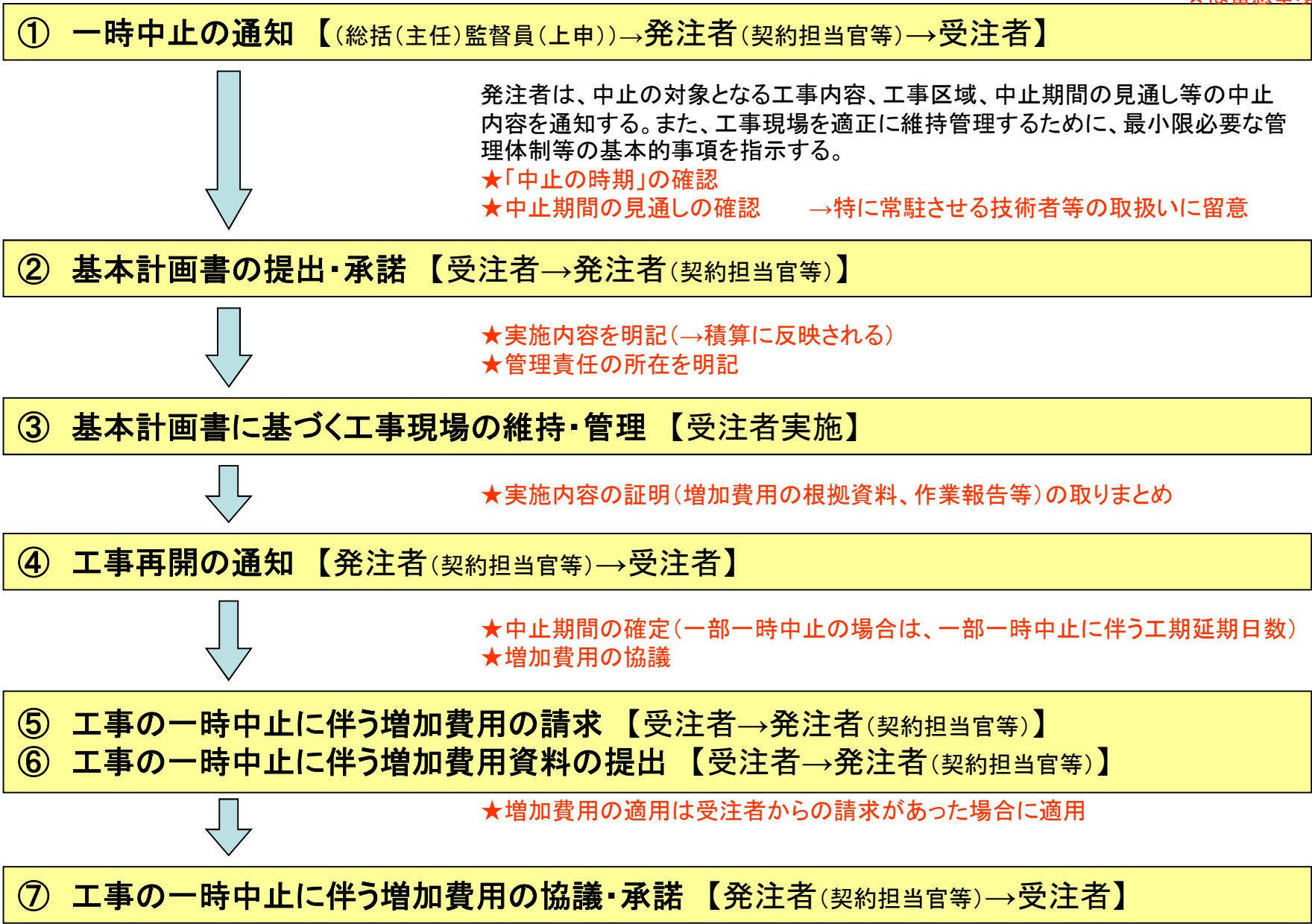
		①工事の全体の施工を中止(一時中止)	②工事の一部の施工を中止(一部一時中止)
契約上の対応	例		
	中止範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面等に中止箇所を明示)
	技術者の専任	工事全体を一時中止している期間は専任を要しない。 ※発注者からの指示や基本計画書の内容による。	工事施工期間は専任が必要
	契約解除できる期間	中止期間が工期の10分の5を超えたとき。 (工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月) …工事請負契約書第52条第二号	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 …工事請負契約書第52条第二号
	工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる T(工期)^(注)の変更は行わない(費用を計上しない)	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する T(工期)^(注)の変更は行わない(費用を計上しない)
積算対応	一時中止に伴う増加費用	※ ①工事の全体の施工を中止する場合(一時中止)、②工事の一部の施工を中止する場合(一部一時中止)では、増加費用として適用する範囲が異なるため、十分な協議を行い、増加費用の適用範囲を決定する。	

(注)T(工期)は、共通費の算定に用いるT(工期)を指し、契約工期とは異なる。なお、T(工期)の詳細は公共建築工事積算基準等資料参照。

5. 一時中止に係るフロー

参考フロー

★は留意事項



5-1 フロー① 一時中止の通知(総括監督員からの上申)

様式-1

令和〇年〇月〇日

契約担当官等 殿

フロー①作成(例)

総括(主任)監督員

請負工事の一時中止について

工事名 ○○○○○○○○工事
 請負者 ○○○○○○○○株式会社
 工期 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日

施工中の標記工事について、下記のとおり工事の一時中止について通知されるよう上申します。

記

- ・一時中止を必要とする理由(別紙-1のとおり)
- ・一時中止の内容
 - (1) 中止の工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の期間
 - (4) 中止期間中における工事現場の維持管理等(別紙-2のとおり)

別紙-1

○○○○○○○○○工事における

一時中止を必要とする理由

作成(例)

本工事については、令和〇年〇月〇日に○○○○株式会社と請負契約を締結し、鋭意施工中であるが、下記理由により工事の一時中止を行なうものである。

記

本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇において、〇〇〇施設庁舎等の新築を行なうものである。

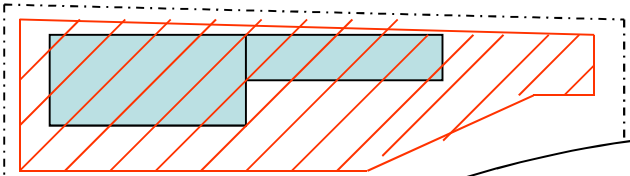
今回の〇〇〇地震の影響で、資材(コンクリート、鉄骨等)及び現場作業員(土工、鉄骨工等)の調達が困難になり、工事が継続できないので、工事請負契約書第20条1項の規定に基づき工事を一時中止する

別紙-2

一時中止期間中における工事現場
の維持、管理等の基本的事項

作成(例)

1. 工事現場内を毎日午前中と午後に巡視を行い、施工中の建物及び仮設、現場事務所等の点検を実施すること。また震度4以上の地震発生した場合も直ちに点検を実施すること。
 なお、点検範囲は下記配置図を参照すること。
2. 現場事務所に現場員が最低1名は常駐(土、日曜日及び祭日は除く。)し、現場内で異常が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。



配置図

斜線部: 点検範囲

5-2 フロー① 一時中止の通知

様式-2

令和〇年〇月〇日

請負者 殿

フロー①(例)

契約担当官等

請負工事の一時中止について

工事名 ○○○○○○○○工事

工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け契約第〇〇号で契約した標記工事は、下記により工事を中止されるよう、契約書第20条第2項の規定により通知します。

記

・一時中止を必要とする理由

・一時中止の内容

(1) 中止の工事の工種等

(2) 中止する工事区域

(3) 一時中止の期間

(4) 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持管理を別紙-1により行うこと。

(5) 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式-3により発注者に提出し承諾を得ること。

別紙-1

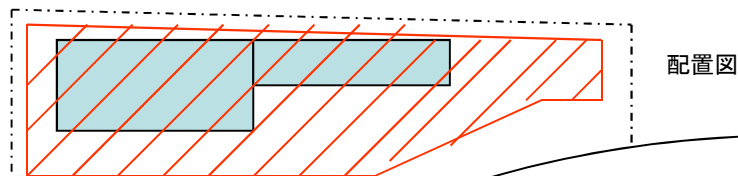
一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

フロー①(例)

1. 工事現場内を毎日午前中と午後に巡視を行い、施工中の建物及び仮設、現場事務所等の点検を実施すること。また震度4以上の地震発生した場合も直ちに点検を実施すること。

なお、点検範囲は下記配置図を参照すること。

2. 現場事務所に現場員が最低1名は常駐(土、日曜日及び祭日は除く。)し、現場内で異常が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。



斜線部: 点検範囲

【補足】工事請負契約書20条の1項と2項について

「20条1項」 工事～事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより**工事目的物等に損傷を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、～一時中止させなければならない。**

「20条2項」 発注者は、前項の規定によるほか、**必要があると認めるときは、～一時中止させることができる。**

◆本資料のフロー①(例)では、地震発生により資材や労務の調達が困難となり施工ができなくなったことから、一時中止を上申し、2項に基づき通知された事例としている。適用する条項については、「天災等の発生が工事目的物等に対して直接的に影響を与えたのか」や「一時中止をさせなければならない状態なのか」等を踏まえて検討を行う必要がある。

5-3 フロー② 基本計画書の提出・承諾

様式-3

令和〇年〇月〇日

契約担当官等 殿

フロー②作成(例)

請負者

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理
等に関する基本計画書について

工事名 ○○○○○○○○工事
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別添のとおり基本計画書を提出します。

○○○○○○○○○工事

基本計画書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総括監督員	主任監督員	監督員

○○○株式会社

現場代理人	監理技術者

作成(例)

別紙

基本計画書

作成(例)

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止にする工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制縮小と再開に関すること。
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること。

5-4 フロー② 基本計画書の提出・承諾

作成(例)

2. 中止期間中の業務

1) 現場点検の実施

一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇〇出張所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

2) 緊急時の対応

震度4以上の地震発生時、台風、積雪等による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。

3) 中止期間中の実施作業

中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

・現地調査

工事区間内の現状について、測量、地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。

・試掘の立会

企業者の試掘に対し、すべて立会い埋設箇所の確認を行う。

・施工計画書の作成

現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下の通りです。

現場代理人……常駐

監理技術者……非専任

監理技術者補佐……非専任

施工担当者……代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇〇出張所と協議のうえ、社員を増員します。

現場作業が無い又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない。

4. 中止期間中の現場状況

中止期間中の主な現場状況は以下のとおりです。

共通部分 監督員事務所、現場事務所、仮囲い設置済み

庁舎部分 仮設外部足場、高所作業車設置済み

仮設計画図や足場設置図等の図面を添付しても良い。

中止期間中の業務内容を明記

中止期間中の現場体制を明記

工事の一時中止に伴う増加費用の基礎資料となる。

5-5 フロー④ 工事再開の通知

様式-4

令和〇年〇月〇日

請負者 殿

フロー④作成(例)

契約担当官等

工事一時中止の再開について

工事名 ○○○○○○○○工事
中止期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けの通知の標記工事は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より再開されるよう通知します。

令和〇年〇月〇日

契約担当官等 殿

フロー⑥作成(例)

請負者

工事一時中止に伴う請負代金額の変更請求に係る資料の提出について
(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事)

令和〇年〇月〇日付けで請求した標記工事の工事一時中止に伴う請負代金額の変更請求額については、弊社経理部門において適正に処理した会計資料に基づき作成したものであり、根拠となる資料を提出します。

見積書の提出

中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から**増加費用に係る見積り**を求め、それを参考に積み上げ計上する。



根拠資料の提出

見積りに対する**妥当性の確認のため根拠資料**の提出をもらう。

5-8 フロー⑥工事の一時中止に伴う増加費用の請求

(例) 工事の一時中止に伴う増加費用の請求

中止期間中の維持等に関する費用

工事名 ○○○○○○○○○工事

工事場所 ○○県○○市○○-○

当初工期 自) 令和○○年○○月○○日 一時中止期間 令和○○年○○月○○日
至) 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日

当初契約金額 ￥○○○,○○○,○○○ 税抜契約金額 ￥○○○,○○○,○○○

増加金額 ￥ 4,181,963 税抜増加金額 ￥ 3,801,785

○○○株式会社 ○○支店

↑ 協議額(受注者側の請求金額・要求金額)

工事の一時中止に伴う増加費用の見積り

工事名：○○○○○○○○○○工事						
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
中止期間中の維持等に要する費用		式	1		3,801,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	①
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	②
・福利厚生費		式	1		35,498	③
・事務用品費		式	1		50,935	④
・通信交通費		式	1		112,835	⑤
・現場事務所費		式	1		163,032	⑥
(2) 本支店等の費用		式	1		345,000	
合計					3,801,785	

見積りに対する妥当性の確認ができる根拠資料の提出が必要。

例

(1) 現場代理人等の給料



- ① 当該現場での作業内容
- ② 給与等の内訳書
- ③ 給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費について



- ① 経費別支払調書
- ② 事務用品の証明書類の提出
- ③ 経費支払い集計調書



P18、P19参照

妥当性の確認ができれば項目を積み上げる。
(例では、全て確認が出来れば、3,801,785円が工事の一時中止に伴う増加費用となる。)

5-10 フロー⑥ 工事の一時中止に伴う増加費用の請求

(例) 増加費用の見積り根拠資料

【資料2】

② 事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

(2) 福利厚生費、事務用品費、通信交通費、現場事務所費について

① 経費別支払調書 (令和〇〇年〇月分)

項目	種別	支払先	金額	備考
事務用品費			(税抜金額)	
	コピー代、リース費	〇〇〇〇(株)	37,000	
通信交通費				
	電話、通信、交通費	(株)〇〇〇〇	26,300	
現場事務所費				
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000	
合計			101,300	

〇〇株式会社 御中
 請求書
 平成〇〇年〇月〇日
 請求書番号 1015410
 住所 〇〇県〇〇市〇〇
 会社名 〇〇株式会社
 代表者 〇〇〇〇
 TEL 012-345-6789
 工事名称 〇〇電線共同溝工事
 名称 メンテナンスカウンター料
 別紙明細通り
 値引金
 消費税
 計
 契約番号
 契約年月日
 契約金
 積戻金
 差引計
 支払金
 支払金
 累計

③ 経費支払 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所費	合計
〇月	7,850		26,300	38,000	72,150
〇月			26,300	38,000	64,300
〇月	27,648		26,300	38,000	91,948
〇月		37,000	26,300	38,000	101,300
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032	32,602
合計	③ 35,498	④ 50,935	⑤ 112,835	⑥ 163,032	362,300

5-11 フロー⑦ 工事の一時中止に伴う増加費用の協議・承諾

様式-6

令和〇年〇月〇日

請負者 殿

契約担当官等

フロー⑦作成(例)

〇〇工事に係る請負代金額の変更
について(協議)

標記について、貴社より令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出の工事請負
契約書第20条に基づく工事の一時中止に伴う請負第金額変更協議につい
ては、当局において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を
算定したので協議します。
なお、この金額に異存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

1. 工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
2. 協議金額	¥ 3,972,864(税込み)
3. 貴社要求金額	¥ 4,181,963(税込み)

上記金額について承諾しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約担当官等 殿

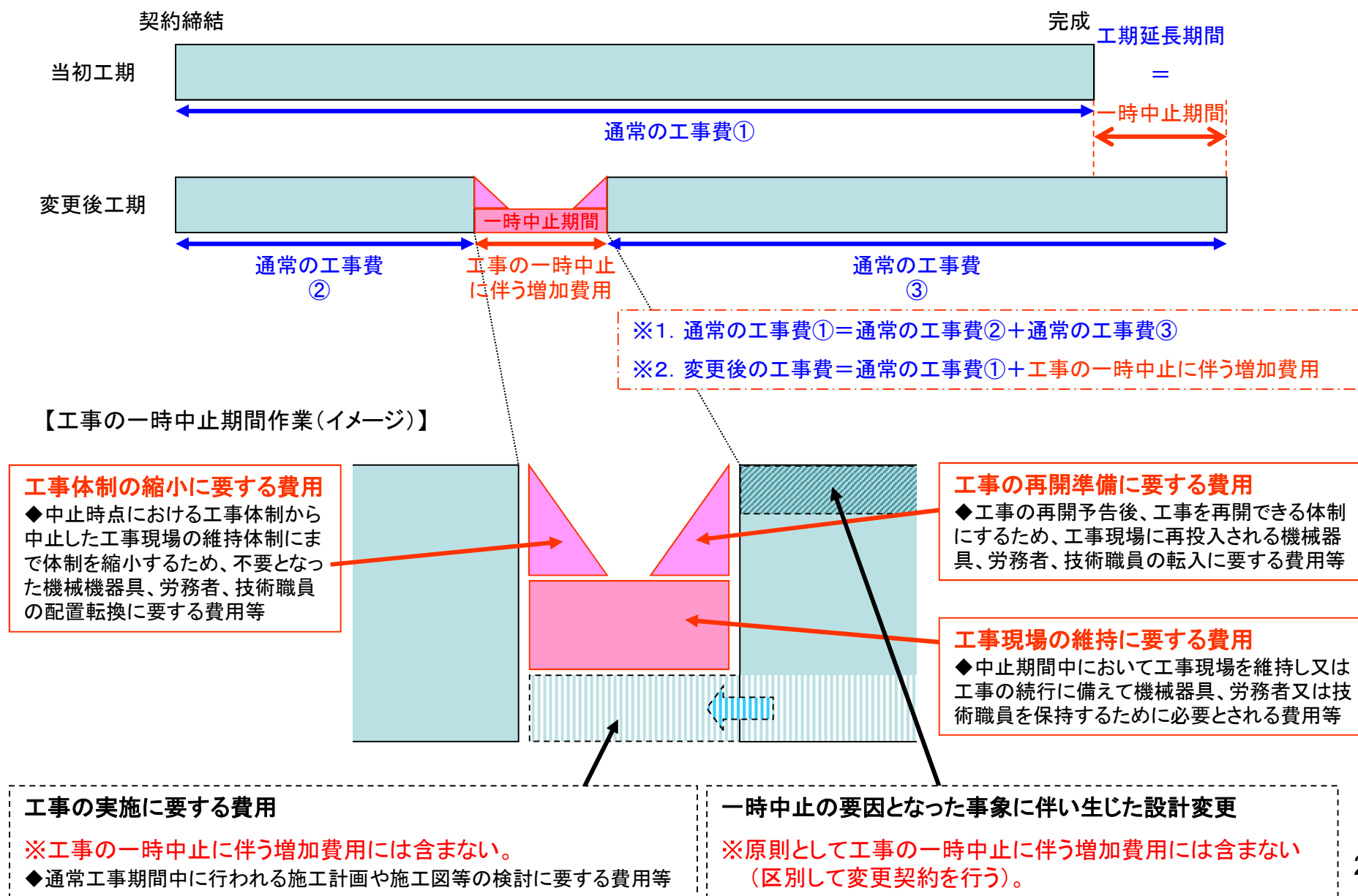
請負者

発注者から協議を申し入れる金額
妥当性及び実勢価格帯を確認した、調整後の金額。
この協議金額は、請負比率を乗じた額とする

協議金額 (発注者の増加費用による積算金額)

- ・工事の一時中止に伴う増加費用 ¥3,611,695 (税抜き)
- ¥3,972,864 (税込み)

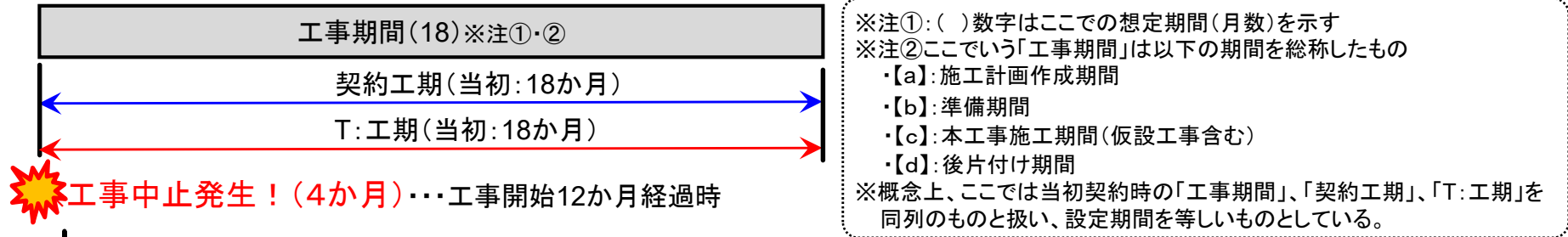
6 増加費用の積算について(イメージ)



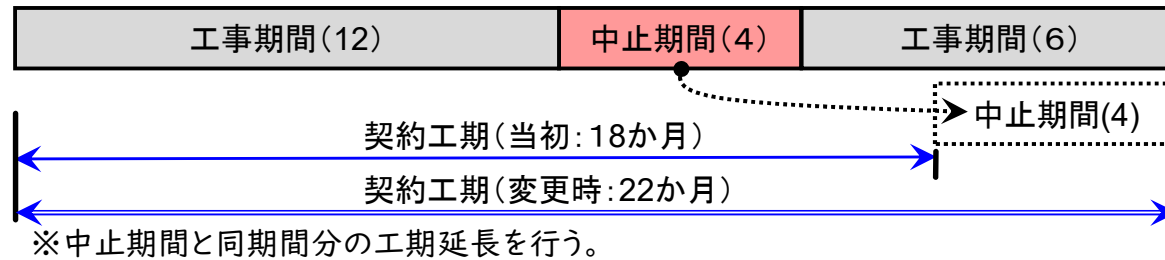
6-1 増加費用の積算について(増加費用項目)

工事の一時中止に伴う増加費用の例示と発注者の積算方法の例 ※設計図書に条件明示されない任意の仮設工事にかかる費用も対象とできる。 →基本計画書において受発注者間で協議を行い、必要とされた項目を対象とする。				
工事の一時中止に伴う増加費用の項目(例示)	工事体制の縮小に要する費用	工事現場の維持に要する費用	工事の再開準備に要する費用	発注者の積算方法(増加費用算定時)
●監督員事務所、現場事務所、外部足場、仮囲い等の仮設物	・中止にかかる撤去費・運搬費等	・中止期間中のリース費等	・再開にかかる設置費・運搬費等	受注者からの見積りを参考に算定 もしくは 当初の積算手法により算定 ※いずれの場合でも現場管理費に積上げ計上する
●バックホウ、クレーン車等の建設機械・器具等	・返却に要する運搬費等	・中止期間中のリース費等	・再開にかかる搬入費(運搬費)等	
●交通誘導警備員、巡回警備員等	・縮小作業時に必要な費用(労務費等)	・中止期間中に必要な費用(労務費等)	・再開作業時に必要な費用(労務費等)	
●現場代理人、監理技術者等		・中止期間中の現場維持に必要な費用(人件費等)		
●中止による変更・内容追加の検討費用			・工事再開に向けた工事中止要因に伴う工事内容の再検討等の費用(人件費等)	
●現場搬入済みの材料等 ●水道光熱電力等の費用 ●その他必要な費用		・材料の倉庫への保管、入出庫の費用 ・中止期間中の水道光熱電力費等		
●上記を実施するために必要な本支店等の費用	・上記実施のための本支店等の費用	・上記実施のための本支店等の費用	・上記実施のための本支店等の費用	
				当初の積算手法により算定 ※一般管理費等率による

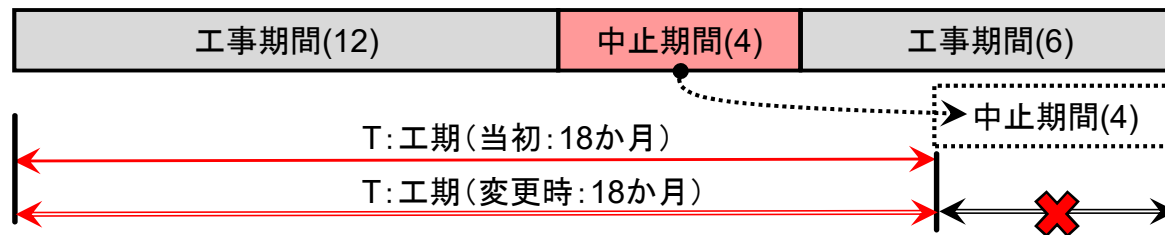
【工事施工中に工事一時中止が発生した場合の「工期延長措置」と「積算上の措置」について】



■ 契約変更時の工期延期措置→「中止期間相当分工期を延長する」



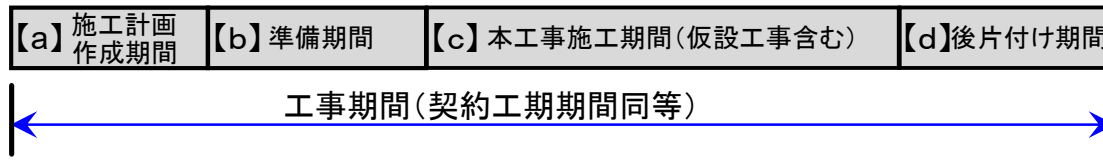
■ 契約変更時の積算上の措置→「中止期間に必要となる費用を計上する」 →「T:工期(か月)には中止期間の月数を加算しない」



※工期延長は行うが、共通費の算定に用いるT:工期には中止期間の月数を加算しない。
 ※中止期間に必要となる費用は、「工事の一時中止に伴う増加費用」として現場管理費に積み上げ計上する。そのうえで変更時のT:工期18か月により共通費を計算する。これにより、中止期間に必要な本支店の一般管理費等を含めた全体額を算定する。

【工事中止発生時期による「積算上の措置」について】

(参考) 工事期間の各段階区分

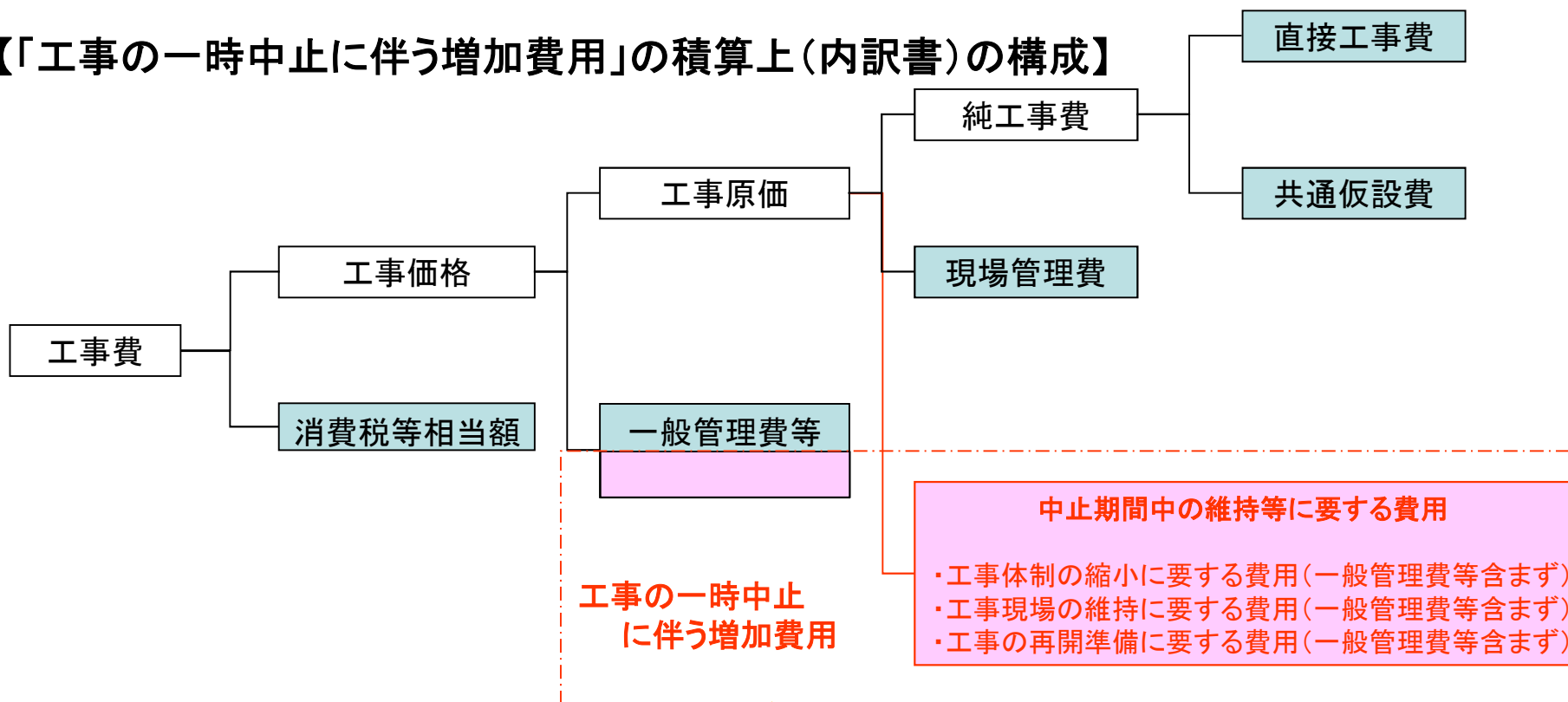


※ここでいう「工事期間」は以下の期間を総称したもの
 ・【a】: 施工計画作成期間
 ・【b】: 準備期間
 ・【c】: 本工事施工期間(仮設工事含む)
 ・【d】: 後片付け期間

工事中止発生時期による「工期延長措置」及び「積算上の措置」一覧 ※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」による。	工期延長措置 契約変更による 工期延長	積算上の措置 一時中止に伴う 増加費用の適用
<p>【あ】: 契約後、「準備着手前に工事中止」した場合の措置(準備期間の前)</p> <p>※準備着手前とは、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備に着手するまでの期間をいう。</p>	<p>○ (延長する)</p>	<p>— (適用しない)</p>
<p>【い】: 契約後、「準備期間中に工事中止」した場合の措置</p> <p>※準備期間とは、現場事務所を設置し、測量を行うなどの本工事施工前の準備期間をいう。</p>	<p>○ (延長する)</p>	<p>○ (受注者から請求があった場合適用する)</p>
<p>【う】: 契約後、「本工事施工期間中に工事中止」した場合の措置</p> <p>※本工事施工(期間)には、仮設に係る工事及び工事目的物の工事が含まれる。いずれも増加費用の計上の対象。</p>	<p>○ (延長する)</p>	<p>○ (受注者から請求があった場合適用する)</p>

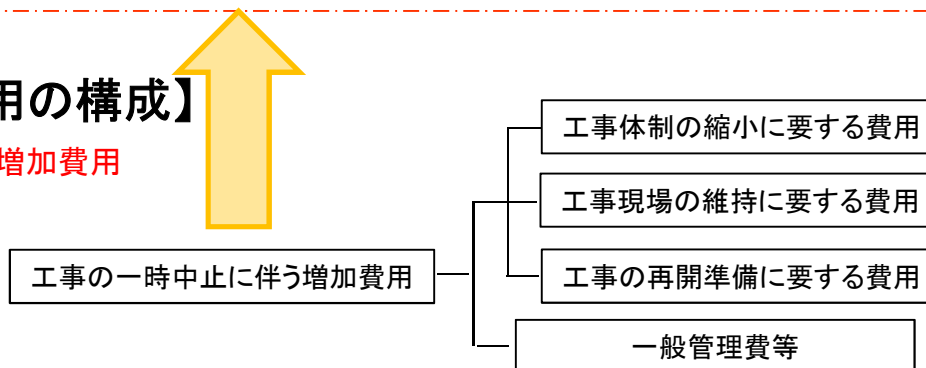
6-4 増加費用の積算について(積算上(内訳書)の構成)

【「工事の一時中止に伴う増加費用」の積算上(内訳書)の構成】



【工事の一時中止に伴う増加費用の構成】

内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

6-5 増加費用の積算について(工事費内訳書作成(例))

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額
直接工事費			
直接工事費	1	式	0,000,000
計			
共通費			
共通仮設費	1	式	0,000,000
現場管理費	1	式	0,000,000
工事の一時中止に伴う増加費用	1	式	0,000,000
一般管理費等	1	式	0,000,000
計			
合計			
請負比率			
$\frac{000,000,000}{000,000,000} \times 0,000,000$	1	式	
工事価格	1	式	
消費税等相当額	1	式	
工事費	1	式	

作成(例)

現場管理費(積上分) 明細

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額
工事の一時中止に伴う増加費用					
現場代理人給料手当		0	月	000,000	000,000
監理技術者給料手当		0	月	000,000	000,000
福利厚生費		1	式		000,000
事務用品費		1	式		000,000
通信交通費		1	式		000,000
現場事務所費		1	式		000,000
計					000,000

作成(例)

「工事の一時中止に伴う増加費用」の項目を追加

現場管理費の積上げを利用し明細を作成